

6番、野中やよいです。

議案第13号 令和3年度新座市国民健康保険事業特別会計予算につき、賛成の立場で討論致します。令和3年度国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算総額が145億1205万8000円で、前年度比5億7460万6000円、4.1%の増額となっています。

令和3年度から5年度までを対象期間とする第2期の埼玉県国民健康保険運営方針が策定され、国保広域化が一層進められていくこととなります。

特にこの中で、保険税水準の準統一として「令和9年度から収納率以外の項目を統一することができるよう引き続き課題解決に取り組む」との記載がされました。

保険税水準の統一については、被保険者の負担の大きな変動を避けるため、直ちに統一せず、段階を踏んで課題解決に取り組むとされています。

この観点から令和3年度国民健康保険事業特別会計をみると、保険税必要額は令和元年度、2年度と前年度と比較して減額となっていたものが、令和3年度では6,890円と大きく増額となっています。昨年の全員協議会において、令和2年度においても一人あたりの課税額に13000円以上の乖離があると説明がありましたので、この差を解消するには6890円以上の税率の引き上げが必要です。この点につき、コロナの影響を鑑み、課税限度額の引き上げによる増分以外は、被保険者の負担が前年度と同額となるよう税率改定を行い、不足する分は、一般会計からの法定外繰入金と、国保財政調整基金の取り崩しで対応したとの説明がありました。

新型コロナの感染拡大の影響を受ける市民のため、被保険者の負担増を行わないという市の姿勢は評価できるものと考えます。

法定外繰入金も着実に減らしていただいていることも評価いたします。

ただ、国、県が用意した広域化の激変緩和財源は、令和5年度までとなっています。基金があるとはいえ、激変緩和のためには到底十分とはいえない厳しい状況の中ですが、来年度以降は令和9年度の保険税水準の準統一に向けて計画的に取り組んでいただきたいと思えます。

保険者努力支援制度については、令和3年度は特定保健指導の実施率で得票できなかったと説明がありました。評価の対象となる平成30年度の実施率が落ちたことによるものだとこのことですが、引き続きご努力いただいていることはわかりました。

一般質問もさせていただきましたが、コロナによる受診控えによる持病の重症化が心配されています。引き続き特定健診、特定保健指導の受診勧奨に力をいれていただきたいと思えます。

また、糖尿病性腎症重症化予防対策事業については、協力医療機関が拡大し、保健指導を行った方も増えているとのことで評価させていただきます。重症化予防による医療費の抑制ができるものですので、より一層の事業推進をしていただくよう要望させていただきます。

レセプト点検の効果額、ジェネリック医薬品差額通知の効果額、数量シェアについても状況をお聞きしました。ジェネリック医薬品の数量シェアの目標が80%以上という国の目標に対し、令和2年度は目標がクリアできそうだという事です。

以上、評価すべき点、要望を述べさせていただきました。

保険税水準の統一化に向けて、今後ともしっかりと計画をたてていただくこと、市民の健康と命を守る施策の充実のためにご努力いただくことを要望し、賛成討論とさせていただきます。